

News Release

薬機・景表法広告表現チェックデータベースを提供開始

－ 弊社ビッグデータは広告表現OK/NGワードの検索結果、簡単な理由を明示するだけでなく、代替表現も表示できることに特殊性が認められ、表示情報判定装置として特許出願に至りました。－

<https://yakujicheck.jp>

薬機法・景品表示法広告表現チェックコンサルティング/サイト制作全般 /Webプロモーション全般を手掛ける、株式会社アートワークスコンサルティング（所在地：東京都新宿区西新宿7-17-14 新宿エイコービル402、代表取締役：高橋聡）は、薬機・景表法広告表現チェックデータベースを、2019年05月13日(月)より提供開始します。

■ 薬機・景表法広告表現チェックデータベース

<https://yakujicheck.jp>

【背景】

消費者生活センターの調査によると

化粧品 2016年12,484件→2017年15,957件

健康食品 2016年29,434件→2017年30,181件

と、「化粧品」「健康食品」の相談は2016年度に引き続き増加しています。

化粧品及び健康食品で多いのが、消費者がホームページやSNS等で広告を見て、「お試し価格」「初回無料」など通常価格より安い価格で健康食品や化粧品を購入したところ、定期購入が条件の契約だったという内容です。

また、全国消費生活情報ネットワークシステム（PIO-NET：パイオネット）では、全国の消費生活センター等に寄せられる商品・役務・設備に関連して身体にけが、病気等の疾病（危害）を受けた情報（以下「危害情報」という）、および、危害を受けたわけではないが、そのおそれがある情報（以下「危険情報」という）を収集しています。

危害情報の商品・役務等の件数で商品・役務等別にみると、最も件数が多かったのは「健康食品」1,847件（16.4%）で、定期購入契約の商品に関するものが多く、前年度（1位、1,877件）から30件減少しています（表24 58頁）。

2位は「化粧品」1,577件（14.0%）で、「脱毛剤」やまつ毛美容液などの定期購入に関するものが増加したことから、前年度（2位、1,175件）から402件増加しています。

（参考：消費生活年報

http://www.kokusen.go.jp/pdf_dl/nenpou/2018_nenpou.pdf）

消費者センターには下記の様な内容が寄せられています。

<化粧品に関する事例>

- ・ まつ毛美容液で目が真っ赤に充血し眼科で治療を受けた。まつ毛美容液は定期購入のため5回すべて購入しないと解約できないと言われ不満。(50歳代・女性)
- ・ 高額な化粧品セットを購入した。初めてなのでサンプルが欲しいと申し出たがないとのことで、肌荒れが起きれば解約を受けると言われた。しばらく使うと顔に赤みが出て痛がゆくなった。診察でも事業者に行ったほうが良いと言われ、解約を申し出たができないと言われた。(40歳代・女性)
- ・ シャンプーとコンディショナーのセットを購入。頭皮にかゆみを感じたため、何度も事業者に電話をして解約を伝えたが、定期購入のため解約できないと言われた。それでも解約を求めると、皮膚科を受診し、領収書の写真を送れば、それをもとに検討すると言われ送ったが連絡がない。(60歳代・女性)
- ・ SNSで知った脱毛スプレーの定期購入を申し込んだが、使うと肌が赤くなりかぶれた。解約したいが何回電話してもつながらない。(10歳代・女性)
- ・ 脱毛スプレーを購入し、使用前に腕の内側でパッチテストをしたところ大丈夫だったので、脛すねに使ったところ、すぐに刺激を感じ、赤いプツプツが出てかゆくなった。皮膚科を受診したら、商品が合わないので使用を止めるように言われた。(50歳代・女性)

<健康食品に関する事例>

- ・ テレビ通販で定期購入した健康に良いというもろみ酢を飲んだところ、下痢や嘔おうと吐があり、胃腸炎と診断され、もろみ酢の影響の可能性があるととも言われた。試しに再度飲んだところ、やはり下痢や嘔吐した。解約しようと思ひ電話するがつながらない。(60歳代・女性)
- ・ インターネット通販で酵素食品を購入し、3日間ほど飲んだところで下痢をした。医師から「健康食品により下痢をしたと思われる。使用を中止するように。」と言われ、飲まずに放置していたところ体調は回復。その後、定期購入と知り解約を告げたが事業者は応じない。(40歳代・女性)
- ・ 豊胸サプリメントを飲んだら生理が止まり、飲むのを止めたら体調が戻った。インターネットでプエラリア・ミリフィカという成分が健康被害を起こすことがありと知り、自分の飲んでいた豊胸サプリメントにも含まれていた。(40歳代・女性)
- ・ インターネット通販で酵素食品の定期コースを注文し飲んだら湿疹が出た。皮膚科医から酵素食品を飲まないように言われ、飲むのを止めたら湿疹が良くなった。解約のため通販会社に電話をしているが、つながらない。(50歳代・男性)
- ・ 野菜不足を補うために、インターネットで健康食品のお試しを注文した。飲み始めて1週間ほどでひどいじんましんが全身に出たので、健康食品の摂取を止めた。医師からはじんましんの原因は健康食品と考えられると診断された。2回目の商品の発送案内があり6回の定期購入と分かったが、解約を受け付けてもらえず不満だ。(30歳代・女性)

(参考：消費生活年報

http://www.kokusen.go.jp/pdf_dl/nenpou/2018_nenpou.pdf)

このような被害を減らすために、しっかりと注意事項を明記し、優良誤認、有利誤認にならないような広告表現の改善が美容・健康領域全体で望まれています。

◆ 企業側の対策

企業側の対策としてウェブサイト上の広告表現の改善が求められています。

従来薬事・景表法対応をすると売上が下がると考えられ、敬遠される風潮がありました。

しかしデジタルマーケティング技術の発展に伴い、キャッチコピーや写真の修整、変更が容易となり、効果測定も容易となったことで簡単に修正することができるようになりました。

そのため、薬事・景表法に準拠した広告表現を何度でも修正、改善することで優良誤認、有利誤認を減らす表現方法で商品をPRすることができるようになりました。

◆ 今後の展望

1.安心、安全、信頼性のある取引に貢献

これらの社会的情勢、業界の課題、企業の広告表現改善ニーズに真摯に向き合い、企業側の求める訴求しやすい代替表現のコンサルティングと、消費者にとって誤認されない広告表現の監修に貢献してまいります。

2.新しい広告表現NGワードの登録

日々弊社に届くクライアントからの情報をリアルタイムでデータベースに入力し、最新情報をクライアントに届けてまいります。

3.新しい広告表現、代替表現の開発

各業界の有識者及びコピーライターの方達に協力を仰ぎ、新しい広告表現、代替表現を開発しデータベースを充実化してまいります。

薬機・景表法データベース サマリ

サービス名	薬機・景表法データベース
概要	広告のためのWebページ等の表示情報に含まれるメッセージが薬機法、景表法等の法令類の下で不当な表示に該当する場合に、使用可能なメッセージに変更するための情報を提示することができる表示情報判定装置
3つの特長	1：化粧品・健康食品の、違反の恐れがある表現と代替表現を網羅 2：広告表現OK/NGワードの検索結果、簡単な理由を明示するだけでなく、代替表現も表示 3：属人的になる可能性がある監修が平準化され、“安定して高い精度での監修”を実現
サービス金額	初期費用 20万円（税別） 月額 10万円（税別）～
アクセス方法	『薬機・景表法データベース』で検索

報道関係の方からのお問い合わせ先

株式会社アートワークスコンサルティング 広報部
TEL:03-5937-1709
FAX:03-5937-1719

企業の方からのお問い合わせ先

株式会社アートワークスコンサルティング
E-MAIL:info@yakujicheck.jp
TEL:03-5937-1709
FAX:03-5937-1719